

## 研究ノート

テーマ：           応用美術            
作成者：           佐竹 希            
作成日：           2015/1/19          

### 【問題の所在】

著作権法は、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」に著作権の保護を与える（著作権法 10 条 1 項 4 号）。すなわち、専ら鑑賞を目的とする純粋美術が美術の著作物として著作権の保護を受けることは明らかである。しかし、実用に供され、あるいは産業上利用される応用美術については、「美術工芸品」が「美術の著作物」に含まれる（著作権法 2 条 2 項）ことは明らかであるものの、それ以外の記載がない。

そこで、著作権法 2 条 2 項の「美術工芸品」以外の応用美術は美術の著作物に含まれるか（「美術工芸品」は限定か例示か）、「美術工芸品」は一品製作のものに限られるかといった点を含め、美術の著作物として著作権の保護が与えられる応用美術の範囲が問題となる。

### 【判例の状況】

#### 1. 実用品自体一人形等

- ① 長崎地裁佐世保支部昭和 48 年 2 月 7 日決定（無体集 5 卷 1 号 18 頁）〔博多人形事件〕

本件は、童謡「赤とんぼ」をモチーフにした量産品の博多人形が、著作権法上保護されるかどうかの問題となった事案である。本決定は、本件博多人形の著作物性について、以下のように述べて肯定した。

「著作権法の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならないが、前記認定のとおり本件人形『赤とんぼ』は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであつて、…その姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているものと考えられる。

また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。

さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからと、いづつても、もともと意匠と美術的著作物の限界は微妙な問題であつて、両者の重量

的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもつて著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。従つて、本件人形は著作権法にいう美術工芸品として保護されるべきである。」

② 仙台高裁平成 14 年 7 月 9 日判決（判時 1813 号 145 頁）〔ファービー人形刑事事件〕

本件は、電子玩具であるファービー人形を模造した人形の製造販売が著作権法違反に問われた刑事事件である。本判決においては、裁判所は以下のように述べて、ファービー人形の著作物性を否定した。

「応用美術のうちでも、純粹美術と同視できる程度に美的鑑賞の対象とされると認められるものは、美術の著作物として著作権法上保護の対象となると解釈することはできる。そこで、美術の著作物といえるためには、応用美術が、純粹美術と等しく美的鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていることが必要である。これを本件で問題となっている実用品のデザイン形態についていえば、そのデザイン形態で生産される実用品の形態、外観が、美術鑑賞の対象となりうるだけの審美性を備えている場合には、美術の著作物に該当するといえる。」

『ファービー』のデザイン形態は、当初から工業的に大量生産される電子玩具のデザインとして創作されたものであるが、『ファービー』の最大の特徴は、あたかもペットを飼育しているかのような感情を抱かせることを目的に、各種の刺激に反応して各種の動作をするとともに言葉を発することにあり、そのため、そうした特徴を有効に発揮させるための形状、外観が見られるのである。顔面の額に光センサーと赤外線センサーのための扇形の窓が設置され、額から眼球周辺及び口周辺にかけては一体成型のための平板な作りとなっており、目、口は球状のものが三角形上に3つ配置され、眼球及び口が動くため、その周囲が丸くくりぬかれて隙間があり、左右の眼球を連結する軸を隠すように、両目の間に半円形に隆起した部分があり、美感上重要な顔面部分に玩具としての実用性及び機能性保持のための形状、外観が見られ、また、刺激に反応して目、口、耳が動くことを感得させるため、それらが大きくされていることが認められる。このように、『ファービー』に見られる形態には、電子玩具としての実用性及び機能性保持のための要請が濃く表れているのであって、これは美感をそぐものであり、『ファービー』の形態は、全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず、純粹美術と同視できるものではない。」

③ 大阪高裁平成 17 年 7 月 28 日判決（判時 1928 号 116 頁）〔チョコエッグ事件〕

本件は、卵形のチョコレート菓子であるチョコエッグ等のおまけである

①動物フィギュア（実在の動物を正確に模した動物のフィギュア）、②妖怪フィギュア（鳥山石燕の「百鬼夜行」に示唆を得て制作されたフィギュア）、③アリスフィギュア（ルイス・キャロルが制作した物語「不思議の国のアリスの冒険」および「鏡の国のアリスの冒険」に使用されていたジョン・テニエルの挿絵に基づき、これを正確に立体化し彩色したフィギュア）の模型原型が、著作権法上保護されるかが問題となった事案である。本判決は、以下のように述べて、妖怪フィギュアについては著作物性を肯定したものの、動物フィギュアおよびアリスフィギュアについては著作物性を否定した。

「著作権法は、著作物の例示中に『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』を挙げた上で、『美術の著作物』には『美術工芸品』を含む旨を規定しているから、『美術の著作物』は、純粋美術に限定されないことは明らかである。しかし、著作権法2条2項により『美術の著作物』に該当することが明らかである一品制作の美術工芸品を除く、その他の応用美術が『美術の著作物』に該当するかどうかは、同法の条文上、必ずしも明らかではない。」

「…応用美術であっても、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となるだけの美術性を有するに至っているため、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価される場合は、『美術の著作物』として、著作権法による保護の対象となる場合があるものと解するのが相当である。」

「本件動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見当たらない…。したがって、本件動物フィギュアには、制作者の個性が強く表出されているということとはできず、その創作性は、さほど高くないといわざるを得ない。」

してみると、本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、著作物には該当しないと解される。」

「本件妖怪フィギュアは、石燕の原画を忠実に立体化したものではなく、随所に制作者独自の解釈、アレンジが加えられていること、妖怪本体のほかに、制作者において独自に設定した背景ないし場面も含めて構成されていること…、色彩についても独特な彩色をしたものがあることを考慮すれば、本件妖怪フィギュアには、石燕の原画を立体化する制作過程において、制作者の個性が強く表出されているということができ、高度の創作性が認められる。

また、本件妖怪フィギュアのうち、石燕の『画図百鬼夜行』を原画としないものについては、制作者において、空想上の妖怪を独自に造形したものであって、高度の創作性が認められることはいうまでもない。

そして、前記認定のとおり、本件妖怪フィギュアは、極めて精巧なものであり、一部のフィギュア収集家の収集、鑑賞の対象となるにとどまらず、一般的な美的鑑賞の対象ともなるような、相当程度の美術性を備えているということができる。」

「本件アリスフィギュアは、テニエルの挿絵を忠実に立体化したものであり、立体化に際して制作者独自の解釈、アレンジがされたとはいえない（この点において、本件妖怪フィギュアとは事情が異なる。）ことや、色彩についても、通常テニエルの挿絵に彩色する場合になされるであろう、ごく一般的な彩色の域を出ていないことを考慮すれば、本件アリスフィギュアには、テニエルの原画を立体化する制作過程において、制作者の個性が強く表出されているとまではいえず、その創作性は、さほど高くないといわざるを得ない。

してみると、本件アリスフィギュアに係る模型原型は、極めて精巧なものであるけれども、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、いまだ純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、応用美術の著作物には該当しないと解される。」

## 2. 実用品自体一家具

### ④ 大阪高裁平成2年2月14日判決（判例集未掲載）〔ニーチェア事件〕

本件は、量産品の椅子ニーチェアが著作権法上保護されるかが問題となった事案である。本判決は、以下のとおり述べて、本件ニーチェアの著作物性を否定した。なお、本判決は最高裁平成3年3月28日判決（判例集未掲載）で上告棄却とされたが、最高裁判決では何ら実質的な判断は示されていない。

「著作権法上の『美術』とは、原則として、専ら鑑賞の対象となる純粋美術のみをいい、実用を兼ねた美的創作物である応用美術でありながら同法上保護されるものは、同法2条2項により特に美術の著作物に含まれるものとされた美術工芸品に限られるのである。そして、ここで美術工芸品とは、実用性はあるものの、その実用面及び機能面を離れて、それ自体として、完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるものをいう。」

「右椅子のデザインは、量産されることを前提とした実用品である椅子に関するものであり、右椅子のデザインが、実用を兼ねた美的創作物として意匠法等工業所有権法による保護をうけることは格別として、それ自体が実用面及び機能面を離れて完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるものとはいえないから、同項の

『美術工芸品』に該当せず、同法 10 条 1 項 4 号の『その他の美術の著作物』ともいえ  
えず、同法 2 条 1 項 1 号の『思想又は感情を創作的に表現したものであって、美術  
の範囲に属するもの』ともいえない。

- ⑤ 東京地裁平成 26 年 4 月 17 日判決（裁判所 HP）〔TRIPP TRAPP 事件〕  
本件は、幼児用椅子 TRIPP TRAPP が著作権法上保護されるかが問題とな  
った事案である。裁判所は、以下のとおり述べて、本件椅子の著作物性を  
否定した。

「原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるもので  
あるから…、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属するものである。そうす  
ると、原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物（著作権法 2 条 1  
項 1 号）に当たるといえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との  
適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対  
象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。

本件についてこれをみると、原告製品は、…部材 G（座面）及び部材 F（足置き台）  
の固定位置を、左右一対の部材 A の内側に床面と平行に形成された溝で調整するこ  
とができるように設計された椅子であって、その形態を特徴付ける部材 A 及び部材  
B の形状等の構成…も、このような実用的な機能を離れて見た場合に、美的鑑賞の対  
象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い。したがって、そのデザイ  
ンは著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解される。」

### 3. 実用品と結合したもの（図案、模様を含む）

- ⑥ 神戸地裁姫路支部昭和 54 年 7 月 9 日判決（無体集 11 卷 2 号 371 頁）〔仏  
壇彫刻事件〕

本件は、仏壇を装飾する彫刻が著作権法上保護されるかどうか問題とな  
った事案である。本判決は、以下のとおり述べて、本件彫刻の著作物性を  
肯定した。

「著作権法は、その二条一項一号で美術の範囲に属するものを著作物の対象とす  
ると規定するとともに、同条二項では、『美術の著作物』には美術工芸品を含む、と規  
定しているので、応用美術のうち美術工芸品に属しないものは美術の著作物として  
著作権法の保護の対象となりうるかは問題である。」

「…図案・デザイン等は原則として意匠法等の保護の対象とのみなることは勿論の  
こと、工業上画一的に生産される量産品の模型あるいは実用品の模様として利用さ  
れることを企図して製作された応用美術作品も原則的に専ら意匠法等の保護の対象

になるわけであるが、右作品が同時に形状・内容および構成などにてらし純粹美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは美術の著作物として著作権法の保護の対象となりうるわけである。

本件についてみると、本件彫刻は仏壇の装飾に関するものであるが、表現された様・形状は、仏教美術上の彫刻の一端を窺わせ、単なる仏壇の付加物ないしは慣行的な添物というものでなく、それ自体美的鑑賞の対象とするに値するのみならず、前判示の如く、彫刻に立体観・写実観をもたせるべく独自の技法を案出駆使し、精巧かつ端整に作品を完成し、誰がみても、仏教美術的色彩を背景とした、それ自体で美的鑑賞の対象たりうる彫刻であると観察することができるものであり、その対象・構成、着想等から、専ら美的表現を目的とする純粹美術と同じ高度の美的表象であると評価しうるから、本件彫刻は著作権法の保護の対象たる美術の著作物であるといわなければならない。」

⑦ 東京地裁平成 20 年 7 月 4 日判決（裁判所 HP）〔プチホルダー事件〕

本件は、小物入れにプードルのぬいぐるみを組み合わせた「プチホルダー」について、著作権法上保護されるかどうかの問題となった事案である。本判決は、以下のように述べて「プチホルダー」の著作物性を否定した。

「著作権法 2 条 1 項 1 号は、同法により保護される著作物について、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』と規定し、同条 2 項は、『この法律にいう美術の著作物には、美術工芸品を含むものとする。』と規定している。これらの規定は、意匠法等の産業財産権制度との関係から、著作権法により著作物として保護されるのは、純粹美術の領域に属するものや美術工芸品であり、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているものは、それが純粹美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になるという趣旨であると解するのが相当である。

原告商品は、小物入れにプードルのぬいぐるみを組み合わせたもので、小物入れの機能を備えた実用品であることは明らかである。そして、原告が主張する、ペットとしてのかわいらしさや癒し等の点は、プードルのぬいぐるみ自体から当然に生じる感情というべきであり、原告商品において表現されているプードルの顔の表情や手足の格好等の点に、純粹美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を認めることは困難である。また、東京ギフトショーにおいて審査員特別賞を受賞した事実が、原告商品の美術性を基礎付けるに足るものでないことは明らかである。したがって、原告商品は、著作権法によって保護される著作物に当たらない。」

⑧ 東京地裁昭和 56 年 4 月 20 日判決（無体集 13 卷 1 号 432 頁）〔アメリカ T シャツ事件〕

本件は、T シャツの図案について、著作権法上保護されるかが問題となった事案である。本判決は、以下のとおり述べて、本件図案の著作物性を肯定した。

「…応用美術については、現行著作権法は、美術工芸品を保護することを明文化し、実用目的の図案、ひな型は原則として意匠法等の保護に委ね、ただ、そのうち、主観的な制作目的を除外して客観的、外形的にみて、実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められ、絵画、彫刻等の純粋美術と同視しうるものは美術の著作物として保護しているものと解するのが相当である。」

「本件原画は、…全体として十分躍動感を感じさせる図案であり、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、客観的、外形的にみて、T シャツに模様として印刷するという実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められる。したがつて、本件原画は、…純粋美術としての絵画と同視しうるものと認められ、著作権法上の美術の著作物に該当するといふことができる。」

⑨ 京都地判平成元年 6 月 15 日判決（判時 1327 号 123 頁）〔佐賀錦袋帯図柄事件〕

本件は、帯の図柄について、著作権法上保護されるかが問題となった事案である。本判決は、以下のとおり述べて本件図柄の著作物性を否定した。

「現行著作権法は、その制定の経緯に照らせば、帯の図柄のような実用品の模様として利用されることを目的とする美的創作物については、原則としてその保護を意匠法等工業所有権制度に委ね、ただそれが同時に純粋美術としての性質をも有するものであるときに限り、美術の著作物として著作権法により保護すべきものとしているものと解されるが、ここにいわゆる純粋美術としての性質を有するか否かの判定にあたっては、主観的に制作者の意図として専ら美の表現のみを目的として制作されたものであるか否かの観点からではなく、対象物を客観的にみてそれが実用性の面を離れ一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるものであるか否かの観点から判定すべきものと考えられる。」

「…本件図柄甲は、帯の図柄としてはそれなりの独創性を有するものとはいえるけれども、帯の図柄としての実用性の面を離れてもなお一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるほどのものとは認め難い。」

⑩ 東京高裁平成3年12月17日判決（知的財産権関係民事・行政裁判例集23巻3号808頁）〔木目化粧紙事件〕

本件は、合板等で製造した家具等の表面に貼る木目化粧紙の原画デザインが著作権法上保護されるかが問題となった事案である。本判決は、以下のとおり述べて、本件木目化粧紙の著作物性を否定した。

「著作権法は、応用美術のうち美術工芸品以外のものについては、それが著作権法による保護の対象となるか否かを何ら明らかにしていないが、応用美術のうち、例えば実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものは、本来、工業上利用することができる意匠、すなわち工業的生産手段を用いて技術的に同一のものを多量に生産することができる意匠として意匠法によって保護されるべきであると考えられる。…もつとも、実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものであっても、例えば著名な画家によって製作されたもののように、高度の芸術性（すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現）を有し、純粋美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当すると解することもできるであろう。」

「…本件原画に見られる天然木部分のパターンの組合わせに、通常の工業上の図案（デザイン）とは質的に異なった高度の芸術性を感じ、純粋美術としての性質を肯認する者は極めて稀であろうと考えざるを得ず、これをもって社会通念上純粋美術と同視し得るものと認めることはできない。したがって、本件原画に著作物性を肯認することは、著作権法の予定していないところというべきである。」

#### 4. その他

⑪ 知財高裁平成26年8月28日判決（判時2238号91頁）〔ファッションショー事件〕

本件は、ファッションショーの著作物性が争われた事案である。本件ファッションショーで使用されたファストファッションブランドの衣服やアクセサリーのコーディネート、ヘアメイク等の著作物性を検討するに当たり、裁判所は以下のように述べた（各要素の著作物性は否定）。

「実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されている美的創作物（いわゆる応用美術）が美術の著作物に該当するかどうかについては、著作権法上、美術工芸品が美術の著作物に含まれることは明らかである（著作権法2条2項）ものの、美術工芸品等の鑑賞を目的とするもの以外の応用美術に関しては、著作権法上、明文の規定が存在せず、著作物として保護されるか否かが著作権法の文言上明らかではない。



この点は専ら解釈に委ねられるものと解されるどころ、応用美術に関するこれまでの多数の下級審裁判例の存在とタイプフェイスに関する最高裁の判例（最高裁平成10年（受）第332号同12年9月7日第一小法廷判決・民集54巻7号2481頁）によれば、まず、上記著作権法2条2項は、単なる例示規定であると解すべきであり、そして、一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから、著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護されると解すべきである。また、著作権法2条1項1号の上記定義規定からすれば、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、上記2条1項1号に含まれることが明らかな『思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物』と客観的に同一なものとみることができるのであるから、当該部分を上記2条1項1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきである。」

## 5. 裁判例の判断基準

応用美術に関する裁判例は、一品製作（あるいは少数製作）の美術作品以外の応用美術についても著作権による保護の余地を認める点で一致している。すなわち、産業上の利用目的あるいは量産性を理由に著作物性の成立を否定すべきでないとの解釈は、①事件判決以降定着しているといつてよい。なお、タイプフェイスに関する裁判例には、実用品で著作権による保護を受けるのは一品製作のものに限られるという考えを示しているものもある<sup>1</sup>が、タイプフェイスについては特別な考慮が必要であり、応用美術一般の先例とはならないとされている<sup>2</sup>。

裁判例のほとんどは、2条2項の規定は例示であると解し、応用美術は原則として意匠法により保護されるが、純粹美術と同視しうる場合には著作権による保護が認められるという立場を採っている<sup>3</sup>。そして、純粹美術と同視しうるとする一般論の具体的な説示においては、文言上の違いはあるものの、実用性・機能性から独立して美的鑑賞の対象となることに言及するものが多

<sup>1</sup> 東京高裁昭和58年4月26日判決（判タ495号238頁）〔ヤギ・ボールド事件控訴審〕

<sup>2</sup> 劉曉倩「実用品に付されるデザインの美術著作物該当性（一）」知的財産法政策学研究 vol.6(2005) 220頁等

<sup>3</sup> なお、④事件判決は、応用美術について著作権による保護が認められるのは著作権法2条2項の「美術工芸品」のみであるとする。もっとも、当該判決は、「美術工芸品」を一品製作の手工的な美術作品に限定したのではなく、実用品でありながらそれ自身が美的鑑賞の対象となり得るものについても「美術工芸品」として保護する立場を採っているため、実質的な立場としては他の裁判例と異ならないと考えられる。

い(③、④、⑤、⑨、⑪事件判決)。また、実用性・機能性が美的表現に制約を及ぼしているかを検討するものもある(⑧事件判決)。

裁判例の結論をみると、実用品の装飾であって、美術著作物を実用品に応用したにすぎないといえるようなもの(⑥、⑧事件)については、美術の著作物として保護されている<sup>4</sup>。また、実用品自体の形態に関するデザインについても、基本的に鑑賞を目的とし、実用性・機能性からの制約を受けない人形などは、美術の著作物と認められやすいといえる(①、③事件参照<sup>5</sup>)。一方で、実用性が高い家具等のデザイン(④、⑤事件)や、そもそも創作性が認められない、あるいはその程度が低いと思われるもの(③、⑩事件参照)については、美術の著作物とは認められていない。

## 【学説の状況】

### 1. 立法経緯<sup>6</sup>

旧著作権法下においても、応用美術がどのように保護されるかについては必ずしも明らかではなかった。また、ベルヌ条約では、昭和23年のブラッセル改正条約において、著作物の例示に「応用美術の著作物」が加えられ、その保護のあり方については各国内法に委ねられた。現行法への改正の際には、このブラッセル改正条約への加入も視野に入れて審議がなされたため、応用美術の保護も重要な課題になった。

まず、著作権制度審議会第2小委員会が報告(昭和40年5月21日)をまとめたが、これに対して、各関係団体から特に図案や量産品の雛形または実用品の模様として用いられるものについて、著作物として保護すべきとの意見と業界を混乱させるとの意見が出された。そのため、再審議ではあらたに関係者の同意を期待しうる適切な意匠法等との調整措置を求めることは極めて困難であるとされ、著作権制度審議会の最終的な答申(昭和41年4月20日)では応用美術について以下の2つの提案がなされた。

① 応用美術について著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法等工業所有権制度との調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適切と

<sup>4</sup> 便箋、封筒の絵柄の著作物性が認められた裁判例として、東京地裁平成15年7月11日判決(裁判所HP)〔便箋事件〕も参照。

<sup>5</sup> ②事件のファービー人形は、電子玩具としての実用性および機能性が人形の形態に強く反映されていること、すなわち、これらの実用性および機能性が人形のデザイン形態を制約していることから著作権による保護が否定された。もっとも、このような結論には批判もある(齊藤博「ファービーと著作権法の及ぶ範囲」判例評論523号21頁等)。

<sup>6</sup> 立法経緯については、作花文雄『詳解著作権法 第3版』(2004年)135頁以下、前掲劉・200頁以下に詳しい。

考えられる。(これは第2小委員会の従来の審議結果である。…)

(一) 保護の対象

- (1) 実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。
- (2) 図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。

(二) 意匠法、商標法との間の調整措置

図案等の産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、いったんそれが権利者によりまたは権利者の許諾を得て産業上利用されたときは、それ以後の産業上の利用関係は、専ら意匠法等によって規制されるものとする

② 上記の調整措置を円滑に講ずることが困難な場合には、今回の著作権制度の改正においては以下によることとし、著作権制度及び工業所有権制度を通じての図案等により効果的な保護の措置を、将来の課題として研究すべきものとする。…

(一) 美術工芸品を保護することを明らかにする。

(二) 図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権においては特段の措置は講ぜず、原則として意匠法等工業所有権制度による保護に委ね、但しそれが純粋美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。

(三) ポスター等として作成され、またポスター等に利用された絵画、写真等については、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこととする。

現行法においては、結局美術工芸品を著作物として保護することを明確にするにとどまり、他には特に規定していない。すなわち、上記答申で提言された案のうち第二案を採用したものと解される。立法経緯を見る限り、応用美術については意見を集約しきれず、条文からは、応用美術や美術工芸品について明確な姿勢を読み取ることはできない<sup>7</sup>。

## 2. 応用美術の保護範囲に関する学説

### (1) 狭義限定説

当時の立法担当者は、著作権法 2 条 2 項では、美術工芸品、すなわち壺・壁掛けなどの一品製作の手工的な美術作品に限って、応用美術作品ではあるが純粋美術あるいは鑑賞美術の作品と同視するという考え方を採用したとする<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 中山信弘『著作権法 第2版』171頁(有斐閣、2014年)

<sup>8</sup> 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』68頁(公益社団法人著作権情報センター、2013年)

## (2) 例示説

現在は、一品製作の手工的な美術作品以外についても、美術の著作物としての保護を認める見解、すなわち、著作権法2条2項を注意規定と解する見解が多数である。この例示説は、意匠法との重複保護により生じる問題を重視するかによりさらに2つに分かれる。

### ① 調整必要説

意匠法との調整を考慮して、応用美術につきその美術著作物該当性に関して一定の基準を設け、著作権法による保護を制限する考え方である。純粹美術と同視しうるといふ基準を支持するものが多い<sup>9</sup>が、具体的な考慮要素としては、美術鑑賞の対象となるかの判断を裁判所に委ねることは適切でなく、実用性・機能性による制約の有無を重視すべきであるとする見解もある<sup>10</sup>。

### ② 拡大保護説

ベルヌ条約の著作物の例示に「応用美術の著作物」(2条(1)項)が含まれていること等から、意匠法との調整は不要であり、それぞれの法の求める要件を満たす限り、重複保護を認めてよいとする考え方もある<sup>11</sup>。

## 【意見】

以上のとおり、現在の裁判例・学説ともに、一品製作の美術作品以外の応用美術についても著作権による保護の余地を認める点はほぼ一致している。また、応用美術について、意匠法による保護との重複適用を排除していない。

応用美術は原則として意匠法により保護されるが、実用面から独立した美的鑑賞性の有無や、実用性が美的表現に及ぼす制約の有無を検討し、純粹美術と同視しうるときには著作権による保護を認めるとの裁判例の立場は概ね学説の理解を得ており、今後もこのような基準によって判断がなされると考えられる。したがって、実務上は、意匠法や不正競争防止法による保護はもちろん、上記裁判例の傾向を踏まえて著作権法による保護を求めていくことになる。

以上

<sup>9</sup> 前掲田村・30頁、前掲中山・170頁、島並良・上野達弘・横山久芳著『著作権法入門』39頁等

<sup>10</sup> 前掲劉・235頁等

<sup>11</sup> 満田重昭「デザインと美術の著作物」齊藤博・牧野利秋編『裁判実務大系 27 知的財産関係訴訟法』94頁(青林書院、1997年)、齊藤博『著作権法 第3版』87頁(有斐閣、2007年)